

公衆衛生医師募集

千葉県では、公衆衛生分野で活躍する医師を募集しています。

—公衆衛生に関心を持ち、意欲のある方の応募をお待ちしています—

- 1 募集人数 5名程度
 - 2 応募資格等 医師免許取得者
(臨床研修(初期研修)修了以上、年齢30歳から50歳位まで)
 - 3 業務 公衆衛生業務
 - 4 勤務先 健康福祉センター(保健所)等
- *千葉県では、平成16年度から支庁社会福祉課と保健所を統合して健康福祉センター(保健所)を設置します。
- 5 給与 本県給与条例の規定により支給します。
 - 6 応募方法 市販の履歴書及び医師免許証の写しを送付してください。
 - 7 受付期間 随時(欠員が補充されたときは締め切ることがあります。)
 - 8 採用 平成16年4月1日以降随時
 - 9 試験の方法 面接により選考します。



◇詳細については、次の募集案内をご覧ください。
また、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

募集案内 (PDF)

*PDFファイルを閲覧する場合は、adobe社のacrobat readerが必要です。

【履歴書送付先・問い合わせ先】

〒260-8667
千葉市中央区市場町1-1
千葉県健康福祉部健康福祉政策課人事班
電話 043-223-2605
E-mail: kfj@mz.pref.chiba.jp

平成15年度
千葉県公衆衛生医師募集案内

千葉県健康福祉部

近年、健康危機事例の頻発、社会の複雑化に伴う精神保健に対するニーズの高まり、より豊かな社会を求める県民ニーズの高度化・多様化、介護保険制度の実施など地域保健を取り巻く状況は著しく変化しています。

また、児童虐待、女性に対する暴力問題や健康支援など地域社会を取り巻く環境も大きく変化していることから、公衆衛生行政に取り組む保健所が果たす役割はますます重要となり、より一層の期待が寄せられています。

このような状況の中で、千葉県では保健所に勤務し、公衆衛生の第一線に立って活躍する医師を求めています。

* 千葉県では、平成16年度から保健所と福祉事務所機能を有する支庁社会福祉課を統合し、健康福祉センター（保健所）を設置します。

1. 保健所医師

公衆衛生行政の第一線に立つ保健所医師には、公衆衛生行政に携わる職員の1人として、又は医学的専門技術者として、福祉との連携を図りながら、幅広い分野において専門的な知識や経験を活かして公衆衛生上の諸問題に効果的に対応し、地域住民の健康を守り、これを増進していくことが求められます。

2. 採用予定人員等

採用予定人員	勤務先
5名程度	習志野、市川、松戸、柏、野田、印旛、香取、海匝、山武、長生、夷隅、安房、君津、市原の県下14健康福祉センター(保健所)又は本庁

3. 応募資格

- (1) 医師免許取得者(臨床研修(初期研修)修了以上、年齢30歳から50歳位まで)
- (2) 次のいずれかに該当する者は、応募できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者

・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・千葉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 応募手続

市販の履歴書(必要事項をすべて記入し、最近6ヶ月以内に撮影した写真を貼付すること)と医師免許証の写しを千葉県健康福祉部健康福祉政策課に直接持参するか、又は郵送してください。

5. 受付期間

随時(欠員が補充された場合は締め切ることがあります。)

6. 試験の方法

面接により選考し、採用候補者を決定します。

7. 採用

採用候補者について書類審査の結果に基づき合否を決定し、合格者は平成16年4月1日以降、手続きが済み次第随時採用します。

8. 給与（概算）

給与月額及び給与年額は概ね次のとおりです。

なお、人事委員会勧告により給料表に定める給料額等が増減することがあります。

医師としての経験	給与月額 〔調整手当、初任給調整手当を含む〕	給与年額 〔期末勤勉手当を含む〕	備考
医師経験11年（35歳）	678,000円	1,030万円	
医師経験16年（40歳）	708,000円	1,080万円	
医師経験21年（45歳）	759,000円	1,190万円	
医師経験26年（50歳）	762,000円	1,220万円	

◎ 上記給与月額に給与条例等の規定に基づき管理職手当（16～23%）、扶養手当、住居手当及び通勤手当等の諸手当が加給されます。

9. 勤務時間、休暇

- （1）勤務時間 1週につき40時間、1日8時間（土曜日及び日曜日は休みになります。）
- （2）有給休暇（年次休暇）4月採用の場合は年間15日、その翌年から年間20日（特別休暇）結婚、忌引等

10. 千葉県の保健所

平成15年4月1日現在

保健所名	所在地	管内 市町村数	管内人口 [人]	管内面積 [k㎡]
習志野保健所 〔習志野健康福祉センター〕	習志野市本大久保5-7-14	3	435,700	93.37
市川保健所 〔市川健康福祉センター〕	市川市南八幡5-11-22	2	604,882	74.74
松戸保健所 〔松戸健康福祉センター〕	松戸市小根本7	1	470,228	61.33
柏保健所 〔柏健康福祉センター〕	柏市柏255	4	658,698	193.37
野田保健所 〔野田健康福祉センター〕	野田市柳沢24	2	150,665	103.54
佐倉保健所 〔印旛健康福祉センター〕	佐倉市鎗木仲田町8-1	11	654,821	609.03
(佐倉保健所成田支所) (印旛健康福祉センター成田支所)	(成田市加良部3-3-1)	(2)	(148,381)	(185.18)
香取保健所 〔香取健康福祉センター〕	佐原市佐原口2127	10	158,764	516.01
海匝保健所 〔海匝健康福祉センター〕	銚子市栄町2-2-1	7	194,330	316.11
山武保健所 〔山武健康福祉センター〕	東金市東金907-1	9	212,105	394.57
茂原保健所 〔長生健康福祉センター〕	茂原市茂原1102-1	7	159,513	326.98
勝浦保健所 〔夷隅健康福祉センター〕	勝浦市出水1224	6	84,609	406.45
安房保健所 〔安房健康福祉センター〕	館山市北条1093-1	11	143,662	576.84
木更津保健所 〔君津健康福祉センター〕	木更津市新田3-4-34	4	324,160	757.54
市原保健所 〔市原健康福祉センター〕	市原氏五井1309	1	279,226	368.20
計		78	4,531,363	4,798.08

* 保健所名下段〔 〕は平成16年度からの名称となります。なお、健康福祉センターを地域保健法に規定する保健所とし、保健所という名称も併用します。

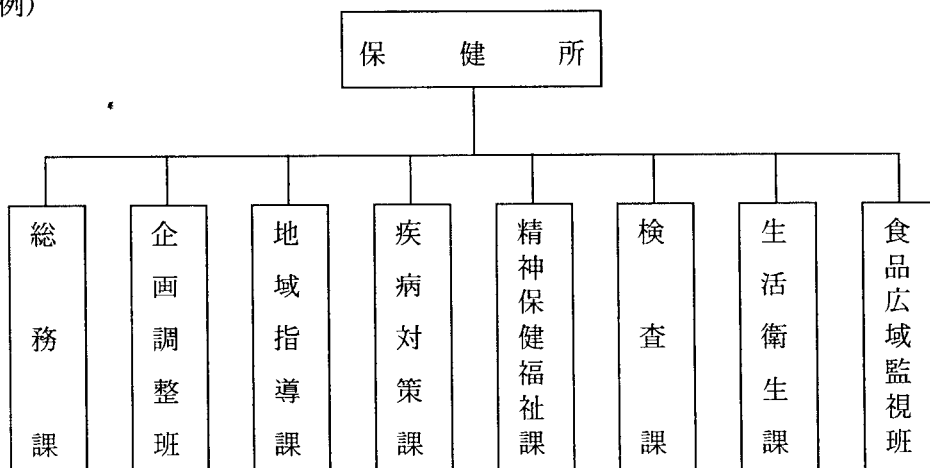
1 1. 保健所の業務

- 1 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること
- 2 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること
- 3 栄養の改善及び食品衛生に関すること
- 4 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃、その他の環境の衛生に関すること
- 5 医事及び薬事に関すること
- 6 保健師に関すること
- 7 公共医療の向上及び増進に関すること
- 8 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること
- 9 歯科保健に関すること
- 10 精神保健福祉に関すること
- 11 治療方法が確立されていない疾病その他の特殊疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関すること
- 12 エイズ、結核、性病、感染症その他の疾病の予防に関すること
- 13 衛生上の試験及び検査に関すること
- 14 地域保健に関する情報の収集、整理及び活用に関すること
- 15 地域保健に関する調査及び研究に関すること
- 16 市町村の地域保健対策の実施に関する市町村相互間の連絡調整に関すること、市町村の求めに応じた技術的助言及び市町村職員の研修その他必要な援助に関すること
- 17 その他地域住民の健康保持及び増進に関すること

* 平成16年度から福祉部門の業務についても所掌することになります。

1 2. 保健所の組織（平成15年度）

(例)



* 平成16年度からは、総務企画課、地域保健福祉課、精神保健福祉課、生活保護課、健康生活支援課、広域検査課、食品広域監視班、監査指導課という組織（例）となります。

1 3. 保健所の所管区域 (H15. 4. 1 現在)



区分	名称
保 健 所	① 習志野保健所
	② 市川 "
	③ 松戸 "
	④ 柏 "
	⑤ 野田 "
	⑥ 佐倉 "
	⑦ " 成田支所
	⑧ 香取 "
	⑨ 海匝 "
	⑩ " 八日市場地域保健センター
	⑪ 山武 "
	⑫ 茂原 "
	⑬ 勝浦 "
	⑭ 安房 "
	⑮ " 鴨川地域保健センター
	⑯ 木更津 "
	⑰ 市原 "

◎千葉県庁
○保健所

【問い合わせ・書類提出先】
 千葉県 健康福祉部健康福祉政策課人事班
 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
 電話 043-223-2605
 E-mail: kfj@mz.pref.chiba.jp